

○ 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「電子決済手段」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、電子決済手段、特定信託受益権、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等、特定信託会社、特定信託為替取引、銀行等又は破産手続開始の申立て等という。 2 この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」、「第三種資金移動業」又は「特定資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条の二に規定する第一種資金移動業、第二種資金移	(定義) 第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等という。 2 この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」又は「第三種資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条の二に規定する第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移

動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業をいう。

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 取締役等 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者又は外国信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者）をいう。

二 資金移動業関係業者 資金移動業者（法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。以下「資金移動業者等」という。）、外国資金移動業者、電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）、外国電子決済手段等取引業者又は信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。

（特定信託会社名簿のその他の登載事項）

第三条の二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、第三条の六第三項各号に掲げる事項とする。

（特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更）

第三条の三 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用

動業をいう。

「項を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

する法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 発行する特定信託受益権（特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。）の変更

二 特定信託口座（特定信託会社がその発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号及び第三十三条第一項第十一号ロにおいて同じ。）に関する次に掲げる事項の変更

イ 当該特定信託口座のある銀行等の商号又は名称

ロ 当該特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

ハ 当該特定信託口座の名義

ニ 当該特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項

（特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類）

第三条の四 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

「条を加える。」

二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。）における特定信託口座に係る残高証明書

（特定資金移動業の廃止等に伴う債務の履行の完了が不要な場合）

第三条の五 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、特定信託会社が事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により特定資金移動業の全部を他の特定信託会社に承継させた場合又は新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合とする。

（特定信託会社による特定資金移動業に係る届出）

第三条の六 法第三十七条の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社は、別紙様式第一号（外国信託会社にあつては、別紙様式第一号の二）により作成した届出書に、同項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の前日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

-
- 一 別紙様式第一号の三により作成した法第四十条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 取締役等の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面
 - 三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて前項の規定による届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - 四 別紙様式第一号の四又は別紙様式第一号の五により作成した取締役等の履歴書又は沿革
 - 五 別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面
 - 六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成
-

-
- するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面)
- 七 会計監査人設置会社である場合にあっては、届出の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- 八 事業開始後三事業年度における特定資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面
- 九 特定資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。第六条第十一号において同じ。）
- 十 特定資金移動業を管理する責任者の履歴書
- 十一 特定資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第六条第十三号及び第三十二条において同じ。）
- 十二 特定資金移動業の利用者と特定信託為替取引を行う際に使用する契約書類
- 十三 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書
- 十四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
- イ 指定特定資金移動業務紛争解決機関（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定特定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 法第三十七条の二第二項の規定により
-

読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に定める
手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本
契約の相手方である指定特定資金移動業務紛争解決機関の商
号又は名称

ロ 指定特定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法
第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第
五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解
決措置の内容

十五 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、
次に掲げる事項とする。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 特定資金移動業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役
とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし
、外国信託会社にあつては外国の法令上これらに相当する者と
する。）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国信託会社にあつては、国内における代表者の氏名

七 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、
当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若
しくは名称及び住所

八 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第十条第三項第八号において同じ。）以外の事業を行っていると
きは、その事業の種類

九 特定資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

十 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ
る事項の全部につき議決権を行使することができない株式について
の議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権
を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分
の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下この章において
同じ。）の氏名、商号又は名称

十一 加入する認定資金決済事業者協会（資金移動業者等をその
会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするもの
に限る。以下同じ。）の名称

（特定信託受益権についての償還を要しない場合）

第三条の七 法第三十七条の二第四項ただし書に規定する内閣府令
で定める場合は、当該特定信託会社が遅滞なく当該特定信託受益
権をその履行等金額（法第二条第七項に規定する債務の履行等が
行われることとされている金額をいう。第三十三条第一項第十一
号イにおいて同じ。）と同額で買い取る場合とする。

（登録の申請）

「条を加える。」

（登録の申請）

第四条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第二号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号の二）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第五条 法第三十八条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資金移動業（特定資金移動業を除く。以下同じ。）の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

二 主要株主の氏名、商号又は名称

三 〔略〕

（登録申請書の添付書類）

第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

第四条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第五条 〔同上〕

一 資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

二 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができるとができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第十条第二項第七号において同じ。）の氏名、商号又は名称

三 〔同上〕

（登録申請書の添付書類）

第六条 〔同上〕

一 「略」

二 取締役等の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役等が法第四十条第一項第十一号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革

六 「略」

七 外国資金移動業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（

一 「同上」

二 取締役等（法第四十条第一項第十号に規定する取締役等を含む。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役等が法第四十条第一項第十号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革

六 「同上」

七 外国資金移動業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（

当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面

〔八〇十 略〕

十一 資金移動業に関する組織図

十二 〔略〕

十三 資金移動業に関する社内規則等

〔十四・十五 略〕

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面

〔八〇十 同上〕

十一 資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十二 〔同上〕

十三 資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第三十二条において同じ。）

〔十四・十五 同上〕

十六 〔同上〕

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

(登録申請者等への通知)

第七条 金融庁長官は、法第三十九条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書又は別紙様式第八号の二により作成した登録済通知書により行うものとする。

(資金移動業者登録簿等の縦覧)

第八条 金融庁長官は、その登録又は登載をした資金移動業者等に係る資金移動業者登録簿又は特定信託会社名簿を当該資金移動業者等の本店（外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第九条 法第四十条第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2
「略」

(登録申請者への通知)

第七条 金融庁長官は、法第三十九条第二項に規定する登録の通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。

(資金移動業者登録簿の縦覧)

第八条 金融庁長官は、その登録をした資金移動業者に係る資金移動業者登録簿を当該資金移動業者の本店（外国資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第九条 法第四十条第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2
「同上」

(業務実施計画の認可の申請)

第九条の二 資金移動業者等は、法第四十条の二第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三（特定信託会社にあつては、別紙様式第九号の三の二）により作成した法第四十条の二第一項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務実施計画のその他の記載事項)

第九条の三 法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

〔一〇四 略〕

五 為替取引に関する事故その他の資金移動業（特定信託会社にあつては、特定資金移動業。第二十四条から第三十条まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項第五号及び第七号並びに第六項並びに第三十九条において同じ。）の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六 その他第一種資金移動業（特定信託会社にあつては、特定資金移動業）の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(業務実施計画の認可の申請)

第九条の二 資金移動業者は、法第四十条の二第一項の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三により作成した同項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務実施計画のその他の記載事項)

第九条の三 法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 同上〕

五 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六 その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(業務実施計画の変更の認可の申請等) 第九条の四 <u>資金移動業者等は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</u> 2 <u>法第四十条の二第一項後段(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 「一・二 略」	(業務実施計画の変更の認可の申請等) 第九条の四 <u>資金移動業者は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</u> 2 <u>法第四十条の二第一項後段に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</u> 「一・二 同上」
3 <u>資金移動業者等は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。</u> (変更登録申請書の添付書類) 第九条の六 <u>法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> 「一〇五 略」 六 <u>その他参考となるべき事項を記載した書面</u> (あらかじめ届け出ることを要する変更) 第九条の九 <u>法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更</u>	3 <u>資金移動業者は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。</u> (変更登録申請書の添付書類) 第九条の六 「同上」 「一〇五 同上」 六 <u>その他参考となる事項を記載した書面</u> (あらかじめ届け出ることを要する変更) 第九条の九 「同上」

は、次に掲げる変更（法第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更に伴うものを除く。）とする。

一 「略」

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間（法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第二項第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。）の変更（当該算定期間を短縮する変更を除く。）

「三・四 略」

五 新たに電子決済手段（特定信託受益権を除く。次号において同じ。）の発行による為替取引を行おうとすることによる資金移動業の内容又は方法の変更

六 電子決済手段の発行による為替取引を行っている場合にあっては、発行する電子決済手段の変更

（変更の届出）

第十条 資金移動業者等は、法第四十一条第三項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第三条の三第一号に掲げる変更 当該変更に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類

二 前条第一号から第四号までに掲げる変更 当該変更に係る第

一 「同上」

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間（法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。）の変更（当該算定期間を短縮する変更を除く。）

「三・四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

（変更の届出）

第十条 資金移動業者等は、法第四十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、前条各号に掲げる変更に係る第六条第十三号及び第十四号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

六条第十三号及び第十四号に掲げる書類

三 前条第五号及び第六号に掲げる変更 当該変更に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類

2 資金移動業者は、法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

「四〇十 略」

3 特定信託会社は、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 資本金の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した

「号を加える。」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

「四〇十 同上」

「項を加える。」

登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 新たに取締役等になった者に係る第三条の六第二項第二号及び第四号に掲げる書類並びに当該変更に係る同項第五号に掲げる書類

ロ 新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第三条の六第二項第二号に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五 特定資金移動業の内容又は方法に変更があった場合 当該変更があった事項に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類

六 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があった場合 当該変更があった事項に係る第三条の六第二項第十三号に掲げる書類

七 主要株主に変更があった場合 別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿

八 信託業以外の行っている事業に変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

九 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項の規定による登載を財務局長等から受けている特定信託会社が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第七条の登載済通知書

十 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

4 財務局長等は、第二項第九号又は前項第九号に掲げる場合における第二項又は前項の規定による届出があったときは、第二項第九号又は前項第九号の他の財務局長等に当該届出があった旨を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を資金移動業者登録簿に登録し、又は特定信託会社名簿に登載するとともに、当該届出をした者に対し第七条の登録済通知書又は登載済通知書により通知するものとする。

(履行保証金の供託)

第十一条 「略」

〔2〕5 略

6 法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額とする。

3 財務局長等は、前項第九号に掲げる場合における同項の規定による届出があったときは、同号の他の財務局長等に当該届出があった旨を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を資金移動業者登録簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第七条の登録済通知書により通知するものとする。

(履行保証金の供託)

第十一条 「同上」

〔2〕5 同上

6 「同上」

一 未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十九条の二第一項第四号において同じ。）を乗じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき 当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額 二 「略」	一 未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十九条の二第四号において同じ。）を乗じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき 当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額 二 「同上」
7 「略」 （履行保証金信託契約の内容） 第十九条 法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「一・二 略」 三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。 イ 「略」 ロ 破産手続開始の申立て等が行われたとき。 「ハ・ホ 略」 「四十三 略」	7 「同上」 （履行保証金信託契約の内容） 第十九条 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。 「ハ・ホ 同上」 「四十三 同上」

(資金移動業に係る情報の安全管理措置)

第二十四条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人情報情報の安全管理措置等)

第二十五条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報情報の漏えい等の報告)

第二十五条の二 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報(個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

(資金移動業に係る情報の安全管理措置)

第二十四条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人情報情報の安全管理措置等)

第二十五条 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報情報の漏えい等の報告)

第二十五条の二 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報(個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第二十六条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十七条 資金移動業者等は、資金移動業の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

五 資金移動業者等の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（銀行等が行う為替取引との誤認防止）

第二十八条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

第二十六条 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十七条 資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

五 資金移動業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（銀行等が行う為替取引との誤認防止）

第二十八条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

「一〇四 略」

（利用者に対する情報の提供）

第二十九条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者（資金移動業関係業者を除く。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

「イ〇二 略」

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定資金移動業務紛争解決機関（特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者等が法第五十一条の四第一項第一号（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該

2 資金移動業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

「一〇四 同上」

（利用者に対する情報の提供）

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 「同上」

「イ〇二 同上」

ホ 「同上」

- (1) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該

資金移動業者等の法第五十一条の四第一項第二号（法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 へ 「略」 二 「略」 2 「略」 3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し同項の規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項の規定により情報を提供することを要しない。	資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 へ 「同上」 二 「同上」 2 「同上」 「項を加える。」
第二十九条の二 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。 一 その営む資金移動業の種別（特定信託会社にあつては、法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第一項に規定する額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営むときは、その旨） 「二」六 略 2 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は電子決済手段等取引業者が	第二十九条の二 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。 一 その営む資金移動業の種別 「二」六 同上 「項を加える。」

当該利用者との間で当該為替取引に係る法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合において、前項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。

一 当該資金移動業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

二 前号及び次条第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 その他当該資金移動業の内容に関し参考となると認められる事項

3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

(電子決済手段の内容に関する説明)

第二十九条の三 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない。

「項を加える。」

「条を加える。」

2 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

二 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）

五 当該資金移動業者等に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

六 その他電子決済手段の内容及び参考となると認められる事項

3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

（受取証書の交付）

第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければなら

（受取証書の交付）

第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければなら

らない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。

一 資金移動業者等の商号及び登録番号（特定信託会社にあつては、届出受理番号）

〔二・三 略〕

2 〔略〕

3 資金移動業者等は、第一項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金移動業者等は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。

4 資金移動業者等は、前項の規定により第一項各号に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項に規定する承諾を得た資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔6ゝ8 略〕

9 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等

ない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。

一 資金移動業者の商号及び登録番号

〔二・三 同上〕

2 〔同上〕

3 資金移動業者は、第一項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金移動業者は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。

4 資金移動業者は、前項の規定により第一項に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項に規定する承諾を得た資金移動業者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、第一項に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔6ゝ8 同上〕

〔項を加える。〕

取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付を行うことを要しない。

（為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置）

第三十条の二 資金移動業者（第二種資金移動業を営む者に限る。）次項において同じ。）は、各利用者に対して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならぬ。

2|| 資金移動業者が電子決済手段の発行による為替取引を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「に対して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に関する債務の額」とあるのは「の電子決済手段（当該資金移動業者が発行するものであって、電子決済手段等取引業者が利用者（電子決済手段等取引業者を除く。）のために電子決済手段の管理（法第二条第十項に規定する電子決済手段の管理をいう。）を行う場合における当該電子決済手段

（為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置）

第三十条の二 資金移動業者（第二種資金移動業を営む者に限る。）は、各利用者に対して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。

「項を加える。」

に限る。)の履行等金額(第三条の七に規定する履行等金額をいう。)」と、「債務に係る債権者である」とあるのは「電子決済手段に係る」とする。

3||
「略」

(二以上の種別の資金移動業を営む場合等に必要な措置)

第三十条の四 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者(資金移動業関係業者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

2|| 資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、各利用者に対して負担する資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

3||
「略」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

2||
「同上」

(二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置)

第三十条の四 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

2||
「同上」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあっては、当該利用者が当該資金移動業者等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

「三・四 略」

五 資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合にあっては、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置

六 特定信託会社にあつては、その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を令第十六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該資金移動業者等が講ずる法第五十一条の四第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修、委託先に対する指導その他の

一 「同上」

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあっては、当該利用者が当該資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

「三・四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該資金移動業者が講ずる法第五十一条の四第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければ

当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の四 法第五十一条の四第四項に規定する苦情処理措置

として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第二十五項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する資金移動業務（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。）に関するものを含む。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〽五 略〕

2 〔略〕

3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業

ならない。

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の四 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〽五 同上〕

2 〔同上〕

3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関

関連紛争の解決を図ってはならない。

「一〇三 略」

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

「一〇十 略」

十一 特定信託会社である場合にあつては、次に掲げる記録

イ 各営業日における当該特定信託会社が発行した特定信託受益権の履行等金額の合計額の記録

ロ 各営業日における特定信託口座により管理する金銭の額の記録

2 資金移動業者等は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第十一号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

第三十四条 法第五十三条第一項の報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごと（特定信託会社にあつては、特定資金移動業を含む。）の収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度（外国信託会社にあつては、

連紛争の解決を図ってはならない。

「一〇三 同上」

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条 「同上」

「一〇十 同上」

「号を加える。」

2 資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第十号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

第三十四条 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

毎年四月から翌年三月までの期間。次条第一項において同じ。）
の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条 法第五十三条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間。次項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号二において「報告対象期間」という。）とする。

2 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成して、報告対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（報告書の添付書類）

第三十五条の二 法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において「報告基準日」という。）ごとに、当該報告基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（報告書の添付書類）

第三十五条の二 「同上」

一 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

イ 当該報告書に係る報告対象期間に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

「ロ」ニ 略

ホ 報告対象期間の末日（ホ及び次項第二号において「報告基準日」という。）において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2 法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二 「略」

3 「略」

（公告の方法）

第三十六条 法第五十六条第二項及び第五十八条（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公告は、官報によるものとする。

イ 当該報告書に係る報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告書に係る報告基準日までの間（以下この号及び次項第二号において「報告対象期間」という。）に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

「ロ」ニ 同上

ホ 報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2 「同上」

一 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合 前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二 「同上」

3 「同上」

（公告の方法）

第三十六条 法第五十六条第二項及び第五十八条の規定による公告は、官報によるものとする。

(廃止の届出等)	第三十八条 法第六十一条第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第四号において同じ。）の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。	2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 「略」 二 登録年月日及び登録番号（特定信託会社にあつては、届出年月日及び届出受理番号） 「三」七 略	3 「略」 4 法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。）。	5 資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	6 資金移動業者等が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項
(廃止の届出等)	第三十八条 法第六十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。	2 「同上」 一 「同上」 二 登録年月日及び登録番号 「三」七 同上	3 「同上」 4 法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。）。	5 資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の

の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了が不要な場合）

第三十八条の二 法第六十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部を他の資金移動業者に承継させた場合とする。

（法令違反行為等の届出）

第三十九条 資金移動業者等は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

「一〇三 略」

（經由官庁）

第四十条 資金移動業者等（法第三十七条の登録を受けようとする者及び法第三十七条の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社を含む。次項において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとする。

届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

「条を加える。」

（法令違反行為等の届出）

第三十九条 資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

「一〇三 同上」

（經由官庁）

第四十条 資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所管轄区域を除く。）内にある

するときは、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 資金移動業者等は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十一条 資金移動業者等は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十二条 金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十条第一項の変更登録又は法第四十条の二第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

2 資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十一条 資金移動業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十二条 金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十条第一項の変更登録又は法第四十条の二第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

「二〃三 略」

2 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

「二〃三 同上」

別紙様式第1号（第3条の6第1項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 ー ）

届出者 住 所
電話番号（ ） ー

商 号

代表者の
氏 名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第2面）

※ 届出受理番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)
(ふりがな)	
1. 商 号	
(ふりがな)	
2. 代 表 者 の 氏 名	

[様式を加える。]

3. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
4. 資 本 金 の 額		
5. 取 締 役 及 び 監 査 役 等		
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名	
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先		
(ふりがな) 営 業 所 の 所 在 地	(郵便番号 -)	
連 絡 先	電話番号 () -	

(記載上の注意)

1. ※「届出受理番号」には、記載しないこと。
2. 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
3. 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
4. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。
5. 「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。
6. 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
7. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
8. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —

		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー
		電話番号（ ） ー

（記載上の注意）

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載するこ

と。

2.「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	

為替レートの決定方法		
特定信託為替取引の標準履行期間		
営業日及び営業時間		
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口座に関する事項	(1) 特定信託口座のある銀行等の商号又は名称	
	(2) 特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	(3) 特定信託口座の名義	

(4) 特定信託口座の 口座番号その他の当該 特定信託口座を特定 するために必要な事項	
--	--

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位（外国通貨建ての特定信託受益権を発行する場合には外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レートの決定方法」は、外国通貨建ての特定信託受益権を提供する場合には、当該外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第 5 面)

(2) 特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点

--

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の発行時点及び消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「特定信託受益権の移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

(3) 特定信託為替取引の概要図

--

(記載上の注意)

特定信託会社、業務受託者（電子決済手段等取引業者を含む。）及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第7面)

(4) 業務委託状況

受 託 者 の 氏 名 等	委託に係る業務の内容
---------------	------------

氏名又は商号若しくは名称	住 所	

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、特定資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定信託為替取引の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例によ

り作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第8面)

9. 主要株主の氏名、商号又は名称

(ふ り が な)	保有する議決権の数	
氏名、商号又は名称		割合
	個	%

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

10. 特定資金移動業及び信託業（信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。）の他にしている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

別紙様式第1号の2（第3条の6第1項関係）

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務（支）局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

[様式を加える。]

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 届出受理番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)
1. (ふりがな) 商 号	
2. (ふりがな) 代表者の氏名	
3. (ふりがな) 本国における 本店の所在地	
4. (ふりがな) 国内における 代表者の氏名	
5. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -
6. 資本金の額	
7. 取締役及び 監査役に相当する者	
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

8. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな) 営 業 所 の 所 在 地	(郵便番号 —)
連 絡 先	電話番号 () —

(記載上の注意)

1. ※「届出受理番号」には、記載しないこと。
2. 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
3. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。

(第3面)

4. 「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国信託会社における外国の法令上取締役及び監査役に相当する者を記載すること。
5. 「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
6. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
7. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に相当する者」に括弧書で併せて記載することができる。

(第4面)

9. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —

		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —
		電話番号（ ） —

(記載上の注意)

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第5面)

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法 の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの決定方法決定方 法	
特定信託為替取引の標準履行 期間標準履行期間	
営業日及び営業時間	

利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口座に関する事項	(1) 特定信託口座のある銀行等の商号又は名称	
	(2) 特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	(3) 特定信託口座の定義	
	(4) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項	

(記載上の注意)

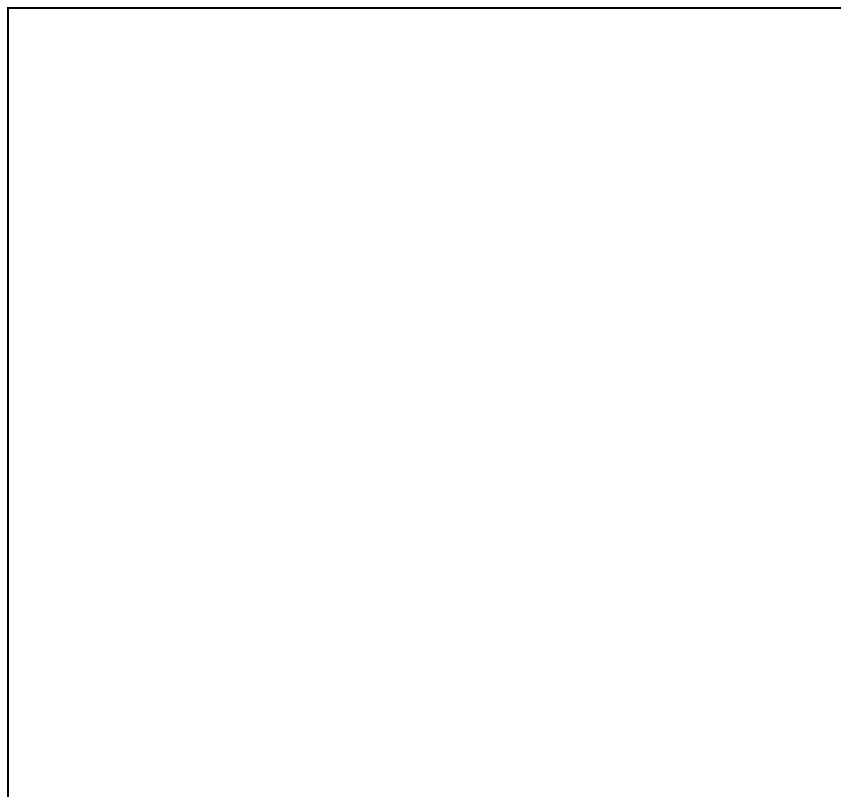
1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位（外国通貨建ての特定信託受益権を発行する場合には外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを

記載すること。

4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レートの決定方法」は、外国通貨建ての特定信託受益権を提供する場合には、当該外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

- (2) 特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点



(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の発行時点及び消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「特定信託受益権の移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。

(第7面)

(3) 特定信託為替取引の概要図

(記載上の注意)

特定信託会社、業務受託者（電子決済手段等取引業者を含む。）及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第8面)

(4) 業務委託状況

受託者の氏名等	委託に係る業務の内容
---------	------------

氏名又は商号若しくは 名称	住 所	

--	--	--

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、特定資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定信託為替取引の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第9面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

(ふ り が な)	保有する議決権の数	
氏名、商号又は名称	個	割合
		%

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載

して、その書面を第9面の次に添付すること。

(第10面)

14. 特定資金移動業及び信託業（信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。）の他にしている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

15. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

別紙様式第1号の3（第3条の6第2項関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

商 号
代表者の
氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第40条第1項第7号及び第8号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[様式を加える。]

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧
書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号の4（第3条の6第2項関係）

（日本産業規格A4）

[様式を加える。]

履 歴 書				
(ふりがな)		-----		
氏 名				
現 住 所				
役 職 名 等		生年月日	年 月 日	満 才
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間		内 容	
	自 至	年 月 日 年 月 日		
	自 至	年 月 日 年 月 日		
	自 至	年 月 日 年 月 日		
	自 至	年 月 日 年 月 日		
	自 至	年 月 日 年 月 日		
	自 至	年 月 日 年 月 日		

自	年	月	日	
至	年	月	日	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名				

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴、主な職歴及び現在の兼職状況を記載すること。

別紙様式第1号の5 (第3条の6第2項関係)

(日本産業規格A4)

[様式を加える。]

沿 革

(ふりがな) 商 号 又 は 名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所		(郵便番号) 電話番号 () -
設 立 年 月 日 及 設 立 時 の 事 業		
設 立 の 経 緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名		

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
4. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
5. 会計参与にあっては、設立時の事業の記載は不要。

別紙様式第1号の6（第3条の6第2項、第10条第3項関係）

（日本産業規格A4）

[様式を加える。]

株主の名簿

(A) 総株主の 議決権の数	個		届出者との関係
	(B) 保有する 議決権の数	割合 (B/A)	
	個	%	

計	個	%	

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。
5. 「割合（B/A）」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
6. 「届出者との関係」は、議決権を保有する者が当該届出者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

別紙様式第2号（第4条関係）

（日本産業規格A4）
[(第1面)・(第2面) 略]
(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

[表略]

(記載上の注意)

1. 資金移動業（特定資金移動業を除く。以下、この様式において同じ。）の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
[2.・3. 略]

別紙様式第1号（第4条関係）

（日本産業規格A4）
[(第1面)・(第2面) 同左]
(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

[同左]

(記載上の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
[2.・3. 同左]

(第4面) [略]
(第5面)

9. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

[略]	
為替取引の <u>種類等</u>	
[略]	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
2. 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位（外国通貨建ての電子決済手段を発行する場合には外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

[3. ～10. 略]

(第6面) [略]
(第7面)

(3) 資金移動の概要図

[表略]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者（電子決済手段等取引業者を含む。）及び

(第4面) [同左]
(第5面)

9. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

[同左]	
為替取引の <u>種類</u>	
[同左]	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[3. ～10. 同左]

(第6面) [略]
(第7面)

(3) 資金移動の概要図

[同左]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資

利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと）に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第8面)・(第9面) 略]
(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

[表略]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. [略]
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. [略]
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. [略]

[(第11面)・(第12面) 略]

別紙様式第2号の2（第4条関係）

（日本産業規格A4）

[(第1面)～(第3面) 略]
(第4面)

10. 営業所の名称及び所在地

[表略]

(記載上の注意)

1. 資金移動業（特定資金移動業を除く。以下、この様式において同じ。）の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
- [2.・3. 略]

金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第8面)・(第9面) 略]
(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

[同左]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第5条第2号に規定する主要株主をいう。
2. [同左]
3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。
4. [同左]
5. 「割合」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. [同左]

[(第11面)・(第12面) 略]

別紙様式第2号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

[(第1面)～(第3面) 同左]
(第4面)

10. 営業所の名称及び所在地

[同左]

(記載上の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
- [2.・3. 同左]

(第5面) [略]
(第6面)

12. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

[略]	
為替取引の <u>種類等</u>	
[略]	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
2. 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位（外国通貨建ての電子決済手段を発行する場合には外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

[3. ～10. 略]

(第7面) [略]
(第8面)

(3) 資金移動の概要図

[表略]

(記載上の注意)

(第5面) [同左]
(第6面)

12. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

[略]	
為替取引の <u>種類</u>	
[略]	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[3. ～10. 同左]

(第7面) [同左]
(第8面)

(3) 資金移動の概要図

[同左]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者（電子決済手段等取引業者を含む。）及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと）に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第9面)・(第10面) 略]
(第11面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

[表略]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. [略]
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. [略]
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. [略]

[(第12面)・(第13面) 略]

別紙様式第3号（第6条、第10条第2項関係）

（日本産業規格A4）
年 月 日

財務（支）局長 殿

商 号
代表者の
氏 名
誓 約 書

当社及び資金決済に関する法律第40条第1項第11号に規定する取締役等は、同項各号に該当しないことを誓約します。

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第9面)・(第10面) 同左]
(第11面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

[同左]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第5条第2号に規定する主要株主をいう。
2. [同左]
3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。
4. [同左]
5. 「割合」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. [同左]

[(第12面)・(第13面) 同左]

別紙様式第3号（第6条、第10条第2項関係）

（日本産業規格A4）
年 月 日

財務（支）局長 殿

商 号
代表者の
氏 名
誓 約 書

当社及び資金決済に関する法律第40条第1項第10号に規定する取締役等は、同項各号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)
[略]

別紙様式第4号(第6条関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍
国籍に属する国にお
ける住所又は居所
日本における住所
氏 名
(通称)

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第11号ロに該当しないことを
誓約します。

(記載上の注意)
[略]

別紙様式第5号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載するこ
と。

[2.・3. 略]

4. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号ハからホまでに該当するものを
すべて記載すること。

別紙様式第6号(第6条関係)

(記載上の注意)
[同左]

別紙様式第4号(第6条関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍
国籍に属する国にお
ける住所又は居所
日本における住所
氏 名
(通称)

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号ロに該当しないことを
誓約します。

(記載上の注意)
[同左]

別紙様式第5号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第10号に規定する取締役等について記載すること。

[2.・3. 同左]

4. 「賞罰」は、法第40条第1項第10号ハからホまでに該当するものを
すべて記載すること。

別紙様式第6号(第6条関係)

(日本産業規格 A 4)

沿 革

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。

[2. ～ 5. 略]

6. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号ニ及びホに該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第7号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

株主の名簿

[表略]

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権をいう。

2. [略]

3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。

[4. ～ 6. 略]

別紙様式第8号の2(第7条関係)

(日本産業規格 A 4)

文 書 番 号
年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務(支)局長

特定信託会社名簿への登載について

年 月 日付で届出のあった標記のことについては、下記のと

(日本産業規格 A 4)

沿 革

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第10号に規定する取締役等について記載すること。

[2. ～ 5. 同左]

6. 「賞罰」は、法第40条第1項第10号ニ及びホに該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第7号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

株主の名簿

[同左]

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権をいう。

2. [同左]

3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。

[4. ～ 6. 同左]

[様式を加える。]

おり登載したので通知します。

記
届出受理番号 財務（支）局長第 号
届出年月日 年 月 日

別紙様式第9号の2（第9条の2関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者	登録番号	財務（支）局長	第	号
届出受理番号	財務（支）局長	第	号	

（郵便番号 — ）

住 所
電話番号（ ）—

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の認可申請書

資金決済に関する法律第40条の2第1項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、業務実施計画の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつて

別紙様式第9号の2（第9条の2関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者	登録番号	財務（支）局長	第	号
-----	------	---------	---	---

（郵便番号 — ）

住 所
電話番号（ ）—

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の認可申請書

資金決済に関する法律第40条の2第1項の規定により、業務実施計画の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 「登録番号」は、法第37条の登録を受けている場合にのみ記載すること。

は、「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第9号の3（第9条の2関係）

（日本産業規格A4）

業務実施計画

[表略]

（記載上の注意）

[略]

（別添1） [略]

（別添2）

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類等、提供方法

[表略]

[(2)～(5) 略]

（記載上の注意）

1. 「為替取引の種類等、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位（外国通貨建ての電子決済手段を発行する場合には外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

[2. ～5. 略]

6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと）に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

7. [略]

(6) 資金移動の概要図

[表略]

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者（電子決済手段等取引業者を含む。）及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに資

別紙様式第9号の3（第9条の2関係）

（日本産業規格A4）

業務実施計画

[同左]

（記載上の注意）

[同左]

（別添1） [同左]

（別添2）

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類、提供方法

[同左]

[(2)～(5) 同左]

（記載上の注意）

1. 「為替取引の種類、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

[2. ～5. 同左]

6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

7. [同左]

(6) 資金移動の概要図

[同左]

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに資金移動の形態を図示すること。資金移

金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと）に記載すること。

(別添3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと）に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4) [略]

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

[(1)~(5) 略]

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと）に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

[5. ~ 7. 略]

[(別添6)・(別添7) 略]

別紙様式第9号の3の2（第9条の2関係）

(日本産業規格A4)

業務実施計画

1.

商号

動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。

(別添3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4) [略]

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

[(1)~(5) 同左]

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

[5. ~ 7. 同左]

[(別添6)・(別添7) 同左]

[様式を加える。]

2. 特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額	百万円
3. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法	別添1のとおり
4. 特定信託為替取引に係る業務の提供方法	別添2のとおり
5. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域	別添3のとおり
6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項	別添4のとおり
7. 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発	別添5のとおり

生した場合等の対応 に関する方針	
8. その他特定資金移動 業の適正かつ確実な 遂行を確保するため の重要な事項	別添6のとおり

(記載上の注意)

「特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第3条の6第2項第6号及び第8号に掲げる書面を添付すること。

(別添1)

3. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

--

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

・システムの設置場所

--

・バックアップシステムの有無及び設置場所

・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、特定信託会社が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の関係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び店舗等）との接続関係の概要を併せて記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(別添2)

4. 特定信託為替取引に係る業務の提供方法

- (1) 特定信託受益権の種類等、提供方法

--

(2) 特定信託為替取引に係る指図の受付方法

--

(3) 特定信託為替取引に係る資金の受入方法

--

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

--

(5) 特定信託為替取引に係る資金の払出方法

--

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の種類等、提供方法」は、単位（外国通貨建ての特定信託受益権を発行する場合には外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み、内在するリスク、償還に要する期間等やイン

ターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

2. 「特定信託為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（インターネット及び店頭等）を記載し、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法を併せて記載すること。
3. 「特定信託為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法（口座振込等）及び分割入金可否を記載し、特定信託為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理を併せて記載すること。
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法（送金システムへの入力等）を記載すること。
5. 「特定信託為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法（口座振込等）を記載すること。
6. 特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
7. 「特定信託為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(6) 特定信託為替取引の概要図



--

(記載上の注意)

特定信託会社、業務受託者（電子決済手段等取引業者を含む。）及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに特定信託為替取引の形態を図示すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

(別添3)

5. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

--

(記載上の注意)

1. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理（管理体制）

--

(2) 取引時確認の措置

--

（記載上の注意）

1. 「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 「経営管理（管理体制）」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32

条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。

5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

(別添5)

7. 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

- (1) 特定信託為替取引に関する事故が発生した場合

--

- (2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

--

- (3) 送金資金に不足が生じた場合

--

(記載上の注意)

1. 「特定信託為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案）の発生や誤った特定信託為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等）が発生した場合等をいい、「特定信託為替取引に関する事故が発生した場合」は、特定信託会社が行う特定信託為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある特定信託為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。
 - (1) 利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
 - (1) 特定資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、特定信託為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、特定信託為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該特定信託為替取引の履行を確保するための対応（実施するための態勢を含む。）を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」

及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

(別添6)

8. その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

--

(記載上の注意)

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第9号の4 (第9条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者	登録番号	財務(支)局長	第	号
届出受理番号		財務(支)局長	第	号

(郵便番号 -)

住 所
電話番号 () -

商 号
代表者の
氏 名

別紙様式第9号の4 (第9条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者	登録番号	財務(支)局長	第	号
-----	------	---------	---	---

(郵便番号 -)

住 所
電話番号 () -

商 号
代表者の
氏 名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第9条の4第1項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の2第1項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の業務実施計画の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. [略]

2. 申請の理由

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。

3. [略]

4. 別紙様式第9号の3（特定信託会社にあつては、別紙様式第9号の3の2）により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の5（第9条の4第3項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号
届出受理番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 ー ）

住 所

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第9条の4第1項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の2第1項の業務実施計画の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. [同左]

2. 申請の理由

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. [同左]

3. 別紙様式第9号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の5（第9条の4第3項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 ー ）

住 所

電話番号（ ）－

商 号
代表者の
氏 名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第40条の2第2項（法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

記

1. [略]

2. 変更の理由

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。

3. [略]

4. 別紙様式第9号の3（特定信託会社にあつては、別紙様式第9号の3の2）により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第10号（第10条第1項、第2項、第3項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

電話番号（ ）－

商 号
代表者の
氏 名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第40条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1. [同左]

2. 変更の理由

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. [同左]

3. 別紙様式第9号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第10号（第10条第1項、第2項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

届出受理番号	財務（支）局長 第 号
(郵便番号 -)	
住 所	
電話番号 () -	
商 号	
代表者の氏 名	
変 更 届 出 書	
(事 前 ・ 事 後)	
下記の事項について { 変更します } { 変更しました } ので、資金決済に関する法律第41条 { 第3項 } { 第4項 } (法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合 を含む。) の規定により届け出ます。 記	
[表略]	
(記載上の注意)	
1. 法第38条第1項の <u>登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この様式において同じ。）</u> の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。	
2. 法第37条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。	
3. 当該変更届出書を法第41条第3項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。	
4. [略]	

(郵便番号 -)
住 所
電話番号 () -
商 号
代表者の氏 名
変 更 届 出 書
(事 前 ・ 事 後)
下記の事項について { 変更します } { 変更しました } ので、資金決済に関する法律第41条 { 第3項 } { 第4項 } の規定により届け出ます。 記
[同左]
(記載上の注意)
1. 法第38条第1項の <u>登録申請書又は法第41条第4項</u> の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
[加える。]
2. 当該変更届出書を法第41条第3項の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。
3. [同左]

5. 店（外国資金移動業者又は外国信託会社）にあつては、国内における主たる営業所の所在地を他の財務（支）局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第8号の登録済通知書（特定信託会社にあつては、別紙様式第8号の2の登録済通知書）を添付すること。

6. [略]

7. 登録申請書（特定信託会社にあつては、届出書）の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第19号（第34条関係）

（日本産業規格A4）
（第1面）

事業報告書

第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$
年 月 日

財務（支）局長 殿

住 所
商 号
代表者の
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1・第2 略]
（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届

4. 本店（外国資金移動業者である資金移動業者）にあつては、国内における主たる営業所の所在地を他の財務（支）局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第8号の登録済通知書を添付すること。

5. [同左]

6. 登録申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第19号（第34条第1項関係）

（日本産業規格A4）
（第1面）

事業報告書

第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$
年 月 日

財務（支）局長 殿

住 所
商 号
代表者の
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1・第2 同左]
（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面) [略]

(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合 計
年間取扱件数 (件)					
年間取扱金額 (円)					
1件あたりの 平均取扱金額 (円)					

(記載上の注意)

1. [略]

2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項（法第32条の2第2項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録（特定信託会社にあつては、届出）をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合及び特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段等取引業者が管理する口座からの電子決済手段の移転及び当該口座への電子決済手段の移転に係る状況について記載すること。

4. 苦情処理及び紛争解決の状況

[表略]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関（特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。）が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を

(第2面) [同左]

(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	合 計
年間取扱件数 (件)				
年間取扱金額 (円)				
1件あたりの 平均取扱金額 (円)				

(記載上の注意)

1. [同左]

2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

[加える。]

4. 苦情処理及び紛争解決の状況

[同左]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

記載すること。
[削る。]

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一 般管理費				
営業利益				
所要必要資 金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

--

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は、第三種資金移動業のい

(第4面)

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般 管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

--

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に

ずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

(第4面)

[加える。]

必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。

4.「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) [略]

[削る。]

[削る。]

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) [同左]

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
--	-------	-------	-------	-------

[削る。]

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般 管理費				

売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一 般管理費				
営業利益				
所要必要資 金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第4面の「資金移動業の種別」が一である場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

[加える。]

営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				

売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. [略]

2. 登録申請書の第4面の「資金移動業の種別」が一である場合又は特定信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

別紙様式第20号 (第34条関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)

事業報告書
第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 年 月 日

財務(支)局長

殿

住 所
商 号
代表者の氏名
国内における
代表者の氏名

別紙様式第20号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)

事業報告書
第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 年 月 日

財務(支)局長

殿

住 所
商 号
代表者の氏名
国内における
代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面) [略]
(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合 計
年間取扱件数(件)					
年間取扱金額(円)					
1件あたりの 平均取扱金額(円)					

(記載上の注意)

1. [略]

2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者又は外国信託会社が、法第54条第1項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録(外国信託会社にあつては、届出)をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面) [同左]
(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	合 計
年間取扱件数(件)				
年間取扱金額(円)				
1件あたりの 平均取扱金額(円)				

(記載上の注意)

1. [同左]

2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合及び特定信託為替取引を行う場合にあっては、電子決済手段等取引業者が管理する口座からの電子決済手段の移転及び当該口座への電子決済手段の移転に係る状況について記載すること

4. 苦情処理及び紛争解決の状況

[表略]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関（外国信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。）が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

[削る。]

[加える。]

4. 苦情処理及び紛争解決の状況

[同左]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 収支の状況（日本国内における資金移動業に係るものに限る）

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

(第4面)

第2 収支の状況（日本国内における資金移動業に係るものに限る）

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

(第4面)

[加える。]

増資調達				
その他				

調整額

--

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

- (1) [略]
[削る。]

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

- (1) [同左]

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				

[削る。]

[削る。]

(2) 第二種資金移動業

(第5面)

営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管 理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第5面の「資金移動業の種別」が一である場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

[加える。]

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般 管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般 管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				

その他				
-----	--	--	--	--

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般 管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意 2. 及び 3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第 5 面の「資金移動業の種別」が一である場合又は外国信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務（支）局長 殿

登録番号 財務（支）局長 第 号
届出受理番号 財務（支）局長 第 号

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務（支）局長 殿

登録番号 財務（支）局長 第 号

(郵便番号 —)
 住 所
 電話番号 () —
 商 号
 代表者の
 氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による届出書）又は法第 41 条第 4 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第 37 条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。

1. 未達債務の額等の概要

報 告 日	年 月 日
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
報告基準日における未達債務の額	(第 1 種) 円 (第 2 種) 円 (第 3 種) 円 〔 ① 円 〕 〔 ② 円 〕 (特定資金移動業) 円

(郵便番号 —)
 住 所
 電話番号 () —
 商 号
 代表者の
 氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

1. 未達債務の額等の概要

報 告 日	年 月 日
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
報告基準日における未達債務の額	(第 1 種) 円 (第 2 種) 円 (第 3 種) 円 〔 ① 円 〕 〔 ② 円 〕 (合 計) 円

	(合 計) 円 (合計から第3種①を除いた額) 円
報告基準日における 未達債務の額に係る履行 保証金の額	(第 種) 円 (特定資金移動業) 円 (合 計) 円
報告基準日における 第三種資金移動業に係る 預貯金の額	円

(記載上の注意)

1. [略]
2. 「未達債務の額」は、資金移動業（特定資金移動業を除く。以下この様式において同じ。）の種別ごとに、利用者（国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。）に対して負担する債務の額について記載し、特定資金移動業を営む場合は、「未達債務の額」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。また、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合（同条第1項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下この様式において同じ。）を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること（本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること。）。
3. [略]
4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保

	(合計から第3種①を除いた額) 円
報告基準日における 未達債務の額に係る履 行保証金の額	(第 種) 円 (合 計) 円
報告基準日における 第三種資金移動業に係 る預貯金の額	円

(記載上の注意)

1. [同左]
2. 「未達債務の額」は、資金移動業の種別ごとに、利用者（国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。）に対して負担する債務の額について記載すること。また、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合（同条第1項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること（本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること。）。
3. [同左]
4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証

証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口座により管理する金銭の額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第 5 項第 4 号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「(第 種)」の行を追加して記載すること。

5. [略]

(第 2 面)

2. 未達債務の概況

- (1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数 (件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額 (円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業	合 計
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業	合 計
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第 5 項第 4 号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「(第 種)」の行を追加して記載すること。

5. [同左]

(第 2 面)

2. 未達債務の概況

- (1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数 (件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額 (円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	合 計
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	合 計
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

年 月	件	件	件	件	件
-----	---	---	---	---	---

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合 計
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

(記載上の注意)

1. 報告対象期間における為替取引（特定信託会社にあつては、特定信託為替取引）の総取扱件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

2. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合及び特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段等取引業者が管理する口座からの電子決済手段の移転及び当該口座への電子決済手段の移転に係る状況について記載すること。

3. 特定信託会社にあつては、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。

(2) 口座を設定する場合にあつては、報告対象期間における口座件数（件／月ごとに）、口座平均残高（円／月ごとに）

① 口座件数

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合 計
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

② 口座平均残高

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合 計
--	-----	-----	-----	---------	-----

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

(記載上の注意)

報告対象期間における為替取引の総取扱件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

[加える。]

[加える。]

(2) 口座を設定する場合にあつては、報告対象期間における口座件数（件／月ごとに）、口座平均残高（円／月ごとに）

① 口座件数

	第1種	第2種	第3種	合 計
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

② 口座平均残高

	第1種	第2種	第3種	合 計
--	-----	-----	-----	-----

				動業	
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

(3) [略]

(記載上の注意)

資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合及び特定信託為替取引を行う場合にあっては、発行する電子決済手段について、当該電子決済手段を保有している口座（電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。）の件数及び当該電子決済手段の平均残高について記載すること。

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) [略]

(2) 預貯金等管理方法の状況

① 報告対象期間における預貯金等管理方法（法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下この様式において同じ。）による管理の有無

[②～④ 略]

4. [略]

(第4面)

[5. ～ 7. 略]

8. 特定信託口口座による管理の状況

銀行等の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の当該預貯金等を特定するための事項
--------	-------------------	---------	-------------------------------

年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

(3) [同左]

[加える。]

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) [同左]

(2) 預貯金等管理方法の状況

① 報告対象期間における預貯金等管理方法（法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下同じ。）による管理の有無

[②～④ 同左]

4. [同左]

(第4面)

[5. ～ 7. 同左]

[加える。]

	円		
	(年 月 日現在)		

(記載上の注意)

1. 第5面から第7面までは、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法による管理（特定信託会社にあつては、特定信託口座による管理の状況）の状況について記載すること。
2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法（特定信託会社にあつては、特定信託口座による管理の状況）により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

別紙様式第24号（第38条第1項関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

記

(記載上の注意)

1. 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法による管理の状況について記載すること。
2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

別紙様式第24号（第38条第1項関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項の規定により届け出ます。

記

[略]	
3. <u>登録番号</u> <u>届出受理番号</u>	財務（支）局長 第 号 財務（支）局長 第 号
[略]	
6. <u>資金移動業（特定信託会社にあつては、特定資金移動業。7.を除き以下同じ。）の全部又は一部を廃止したときは、その理由</u> ☐ 全部 ☐ 一部	
[略]	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

[同左]	
3. <u>登録番号</u>	財務（支）局長 第 号
[同左]	
6. <u>資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由</u> ☐ 全部 ☐ 一部	
[同左]	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの

による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。

3. 「届出事由」は、法第61条第1項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の事由を記載すること。

4. ・ 5. [略]

別紙様式第25号（第38条第5項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者	登録番号	財務（支）局長	第	号
	届出受理番号	財務（支）局長	第	号

（郵便番号 — ）

住 所
電話番号（ ）—

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

[表略]

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条

間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. 「届出事由」は、法第61条第1項の事由を記載すること。

3. ・ 4. [同左]

別紙様式第25号（第38条第5項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者	登録番号	財務（支）局長	第	号
	届出受理番号	財務（支）局長	第	号

（郵便番号 — ）

住 所
電話番号（ ）—

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

[同左]

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これら

の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。

3.・4. [略]

別紙様式第26号（第39条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者	登録番号	財務（支）局長	第	号
届出受理番号	財務（支）局長	第	号	

（郵便番号 — ）

住 所

電話番号（ ）—

商 号

代表者の

氏 名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。

記

[表略]

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について

の書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2.・3. [同左]

別紙様式第26号（第39条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者	登録番号	財務（支）局長	第	号
-----	------	---------	---	---

（郵便番号 — ）

住 所

電話番号（ ）—

商 号

代表者の

氏 名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。

記

[同左]

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、

は、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。 <u>2.</u> 法第37条の登録を受けている場合にあっては、「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては、「届出受理番号」を記載すること。 <u>3.</u> [略]	又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。 [加える。] <u>2.</u> [同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の1「重併録を付した標記部分を除く全体に付した併録は注記である。」	